

お客様各位

2020年8月

登録検査機関として登録のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、食品衛生法第4条第9項の登録検査機関として登録されましたので、お知らせいたします。今後ともより一層、サービスの向上に向けて努力を続ける所存です。

何卒、倍日のご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 登録内容

【登録の有効期間】

令和2年8月14日～令和7年8月13日

【登録検査機関が行う製品検査の種類】

食品衛生法第26条第1項から第3項までに規定する製品検査としての細菌学的検査

【登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称及び所在地】

株式会社千葉衛生科学検査センター 八千代ラボトリー
千葉県八千代市八千代台東一丁目5番2号

2. 登録検査機関とは

登録検査機関とは、政府の代行機関として、輸入食品が有毒・有害でないか規格基準違反でないかを検査することを認められた機関のことです。法律で定められた要件(適切な機械器具や設備、検査員の知識経験など)を満たす必要があり、厚生労働省の審査を受けて登録されます。

以上